

平成 23 年度市政モニター 第 1 回アンケート結果

テーマ 1

「雑木林や山林に関する意識調査」について

環境部環境保全課

テーマ 2

「八王子市の監査委員による監査業務」について

監査事務局

八王子市総合政策部広聴広報室

目 次

《市政モニターの属性》	1
テーマ1【「雑木林や山林に関する意識調査」について】	
問 1 5年前に比べてどのように感じていますか	2
問 2 管理がされなくなっている実態をご存じですか	3
問 3 さまざまな弊害が出ていることをご存じですか	3
問 4 今後の環境づくりは、どのように行えばよいと思いますか	4
問 5 どのような支援が必要だとお考えですか	4
問 6 どのような対策が必要だと思えますか	5
問 7 仮に新たな負担が増えるとすれば納得できますか	5
問 8 どのくらいの金額まで負担をしてもよいと考えますか	6
テーマ2【「八王子市の監査委員による監査業務」について】	
主な監査の種類及び報告、処置について	7
問 1 監査についてご存知でしたか	9
問 2 監査報告書をご覧になったことがありますか	9
問 3 監査事務局のホームページをご覧になったことがありますか	10
問 4 「監査結果（概要版）」の内容はわかりやすかったですか	10
問 5 どのような理由でわかりにくいですか	11
問 6 どの監査結果または審査結果に関心を持たれましたか	12
問 7 定期監査結果のなかで、関心がある事例はどれですか	13
問 8 あなたが監査を実施するとしたら、どの点を重視しますか	14
問 9 どのような内容を重点的に監査すべきだと思いますか	15
問10 ご意見・ご要望（自由記述）	16
平成22年度監査結果（概要版）	23

《 市政モニターの属性 》

(太枠内は今回の回収数)

		一般		Eメール		合計	
全体		30	29	70	66	100	95
性別	男性	10	10	39	37	49	47
	女性	20	19	31	29	51	48
年代	10歳代	1	1	2	2	3	3
	20歳代	6	5	12	9	18	14
	30歳代	8	8	18	17	26	25
	40歳代	7	7	11	11	18	18
	50歳代	4	4	7	7	11	11
	60歳代	3	3	16	16	19	19
	70歳代	1	1	4	4	5	5
	80歳代	0	0	0	0	0	0
地区	中央 (本庁地区)	5	5	17	17	22	22
	西南部 (浅川・横山・館地区)	7	7	11	9	18	16
	東部 (由木・由木東・南大沢地区)	4	4	20	18	24	22
	西部 (元八王子・恩方・川口地区)	5	5	6	6	11	11
	東南部 (由井・北野地区)	6	5	14	14	20	19
	北部 (加住・石川地区)	3	3	2	2	5	5

※ アンケート実施期間:平成 23 年6月 15 日から平成 23 年6月 30 日まで

※ 回収率: 95.0 %

※ 回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で表示した。(百分率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合がある。また、複数回答の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。)

※ 割合の表現については、各値が、「0.0%」の場合は「〇割」、「0.1~0.9%」の場合は「ほぼ〇割」、「1.0~3.9%」の場合は「〇割強」、「4.0~5.9%」は「〇割台半ば」、「6.0~8.9%」の場合は「〇割弱」、「9.0~9.9%」の場合は「ほぼ〇割」との表記を基本とする。

※ 自由記述等については、通し番号でありモニター番号ではない。

テーマ1 「雑木林や山林に関する意識調査」について

環境部環境保全課

雑木林や山林（植林地を含む）は、燃料革命、外材の利用、土地所有者の高齢化により、適切な管理が行われなくなってきました。そのことによって、林床に日光が入らず、植物相が貧困になると同時に植物の捕食者である動物の生息が少なくなってきました。

今後、このように荒れた雑木林や山林において適切な管理を行うためには、市民の協力もさることながら、行政から土地所有者への支援、保全団体への活動支援など様々な支援が必要となります。

また、市街化区域だけにとどまらず、市街化調整区域においても保全する緑地を明確に位置付けることにより、最終的な手段として公有地化も必要になってきます。しかしながら、昨今の財政状況から「みどりの保全基金」は先細りであり、現在施策として実施している、斜面緑地保全区域や緑地保護地区の土地所有者に対する支援も廃止せざるを得ない状況になる可能性があります。

そこで市民の皆様は、みどりに対する思いをお聞きするとともに、新たな負担に対しての御意見を伺います。

問1. お住まい周辺の雑木林や山林は、5年前に比べてどのように感じていますか。

(○は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
減った	40.0
変わらない	35.8
5年前は市外在住のためわからない	23.2
増えた	1.1

お住まい周辺の雑木林や山林は、5年前に比べてどのように感じているかきいたところ、「減った」が4割(40.0%)と最も多く、次いで「変わらない」が3割台半ば(35.8%)であった。

問2. 雑木林や山林の管理は、外国産材の利用増大、石油燃料への転換、土地所有者の高齢化などのさまざまな要因により、管理がされなくなっています。その実態をご存じですか。(○は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
知っている	35.8
なんとなく知っている	34.7
知らない	28.4
わからない	1.1

雑木林や山林の管理は、さまざまな要因により、管理がされなくなっている実態を知っているかどうかきいたところ、「知っている」(35.8%)、「なんとなく知っている」(34.7%)と続き、いずれも3割台半ばであった。

問3. 雑木林や山林の管理が行き届かないことにより、動植物の生息数、生育数の減少など、さまざまな弊害が出てきますが、そのことをご存じですか。(○は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
なんとなく知っている	45.3
知っている	34.7
知らない	18.9
わからない	1.1

雑木林や山林の管理が行き届かないことにより、さまざまな弊害が出てきていることを知っているかどうかきいたところ、「なんとなく知っている」が4割台半ば(45.3%)であり、次いで「知っている」が3割台半ば(34.7%)であった。

問4. 今後、八王子市の財産である雑木林や山林を健全な状態で管理する環境づくりは、
どのように行えばよいと思いますか。 (○は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
行政が主体となり一部市民が協力する	42.1
行政と市民がともに責任を持ち分担して進める	41.1
市民が主体となり行政が支援して進める	12.6
行政が主体となっていく	4.2

今後、雑木林や山林を健全な状態で管理する環境づくりは、どのように行えばよいと思うかきいたところ、「行政が主体となり一部市民が協力する」(42.1%)、「行政と市民がともに責任を持ち分担して進める」(41.1%)と続き、いずれも4割強であった。

問5. 市民がみどりの環境づくりに関わっていくためには、どのような支援が必要だと
お考えですか。 (○は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
活動するための助成金等の経済的支援	36.8
市民活動に関する情報提供	28.4
行政や専門家等による人的支援	18.9
活動する場所の提供	8.4
活動に必要な道具の提供	7.4

【その他】

- 1 雇用対策のためにも必要。択一的設問は疑問。

市民がみどりの環境づくりに関わっていくためには、どのような支援が必要だと考えるかきいたところ、「活動するための助成金等の経済的支援」が4割弱(36.8%)であり、次いで「市民活動に関する情報提供」が3割弱(28.4%)であった。

問6. 確実にみどり（雑木林や山林）を保全していくためにはどのような対策が必要
だと思いませんか。（○は1つだけ）

(n=95)

	構成比(%)
保全区域等に指定し保全を図る制度	41.1
緑地を恒久的に保全するため公有化する事業	26.3
スギ・ヒノキの人工林の間伐を実施する森林再生事業	22.1
建築等を制限する制度	8.4
その他	2.1

【その他】

- 1 環境教育を小・中学校で行い、幼少期からの環境意識を高めることが必要だと思う。
- 2 どれか1つにしぼれない。1～4全て必要だと思う。
- 3 複合対策必要。択一的設問は疑問。

確実にみどり（雑木林や山林）を保全していくためにはどのような対策が必要
だと思うかきいたところ、「保全区域等に指定し保全を図る制度」が4割強（41.1%）
と最も多く、次いで「緑地を恒久的に保全するため公有化する事業」が3割弱（26.3%）
であった。

問7. 八王子市は緑地保全するために、「みどりの保全基金」を活用していますが、今後
緑地保全を行っていくために、多額の資金が必要になります。仮に新たな負担が増
えるとすれば納得できますか。（○は1つだけ）

(n=95)

	構成比(%)
金額によっては負担してもよい	41.1
土地所有者個人の問題なので新たな負担はしたくない	27.4
緑地保全のためであれば多少の負担はやむを得ない	21.1
わからない	10.5

今後、緑地保全を行っていくために、多額の資金が必要になるが、仮に新たな負担が
増えるとすれば納得できるかどうかきいたところ、「金額によっては負担してもよい」
が4割強（41.1%）と最も多く、次いで「土地所有者個人の問題なので新たな負担はし
たくない」が3割弱（27.4%）であった。

問8. 問7で「緑地保全のためであれば多少の負担はやむを得ない」または「金額によっては負担してもよい」を選択した方は、どのくらいの金額まで負担をしてもよいと考えますか。 (〇は1つだけ)

(n=59)

	構成比(%)
年間1千円以内	40.7
年間500円以内	20.3
年間3千円以内	16.9
年間1万円以内	11.9
年間5千円以内	8.5
年間100円以内	1.7

問7で「緑地保全のためであれば多少の負担はやむを得ない」または「金額によっては負担してもよい」を選択した方に、どのくらいの金額まで負担をしてもよいと考えるかきいたところ、「年間1千円以内」がほぼ4割(40.7%)と最も多く、次いで「年間500円以内」がほぼ2割(20.3%)であった。

テーマ2 「八王子市の監査委員による監査業務」について

監査事務局

監査業務を行う監査委員は、地方自治行政の公正と効率を確保するために、地方自治法に基づき、市長や教育委員会などからは独立して設置される執行機関です。

本市では、識見を有する者2人、市議会議員2人の計4人が選任されています。

監査に当たっては、財務事務等や事務の執行について、法令等に従って適正に行われているか、また、合理的、効率的及び効果的に行われているかといった観点で監査を行っています。

このような監査委員による監査業務について市民の皆様の御意見をお伺いいたします。下記及び別紙「平成22年度監査結果（概要版）」をお読みになりアンケートにお答えください。

主な監査の種類及び報告、処置について

【定期的に行う監査】

1. 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

市の予算執行等の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、毎年度期日を定めて定期的に監査を行います。

2. 決算審査（地方自治法第233条第2項）

市長から審査に付された一般会計、各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類の計数を確認するとともに、予算の執行が適正で効率的に行われているかどうかを主眼として審査を行います。

3. 財政健全化判断比率等審査

市長から審査に付された財政健全化判断比率及び下水道事業特別会計資金不足比率が適正に計算されていて、かつ算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行います。

4. 現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

市の会計事務をつかさどる会計管理者の行う現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として、毎月1回収入・支出関係の書類の計数を確認するほか、現金の保管状況やその残高の検査を行います。

【必要があると認められるときに行う監査】

1. 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務についてチェックする定期監査とは異なり、市の一般行政事務について、法令等に基づき適正に執行され、能率的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として行います。

2. 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

市が補助金、負担金等により財政的援助をしている団体の当該援助に係る出納その他の事務の執行及び市が資本金の 4 分の 1 以上を出資している団体等の事業執行が適正に行われているかどうかを主眼として実施します。

また、公の施設の指定管理者についても当該指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について同様に監査を行います。

【請求または要求に基づく監査】

1. 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条第 1 項）

市民が市の職員等による違法または不当な財務会計上の行為、または怠る事実により市に損害が生じたとして、監査委員に対し、損害を補てんするために必要な措置を講ずることを請求したときに行う監査です。

【実施された監査の結果報告及びその後の処置について】

1. 監査結果に関する報告の決定（地方自治法第 199 条第 11 項）

実施された監査結果の決定は、監査委員の合議によるものとされています。

2. 監査結果の公表

監査委員は、監査の結果報告を議会、市長、行政委員会等に提出し、これを公表しています。（地方自治法第 199 条第 9 項）

3. 措置状況の公表

議会、市長、委員会等が監査結果に基づき措置を講じたとき、監査委員はこれを公表しています。（地方自治法第 199 条第 12 項）

問1. あなたは、監査についてご存知でしたか。

(○は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
あまり知らなかった	45.3
ある程度知っている	27.4
知らなかった	21.1
よく知っている	5.3
無回答	1.1

監査について知っているかきいたところ、「あまり知らなかった」が4割台半ば(45.3%)と最も多く、次いで「ある程度知っている」が3割弱(27.4%)であった。

問2. 監査報告書は、図書館・市民センター・市民部事務所で閲覧できますが、今までに監査報告書をご覧になったことがありますか。(○は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
見たことはない	92.6
見たことがある	7.4

監査報告書を見たことがあるかきいたところ、「見たことはない」が9割強(92.6%)であった。

問3. 今までに、監査事務局のホームページをご覧になったことがありますか。

(○は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
見たことはない	93.7
見たことがある	6.3

今までに、監査事務局のホームページを見たことがあるかきいたところ、「見たことはない」が9割強(93.7%)であった。

問4. 今回「監査結果(概要版)」をご覧になり、内容はわかりやすかったですか。

(○は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
どちらかといえばわかりにくい	40.0
どちらかといえばわかりやすい	38.9
わかりにくい	9.5
わかりやすい	4.2
無回答	7.4

今回「監査結果(概要版)」を見て、内容はわかりやすかったかどうかきいたところ、「どちらかといえばわかりにくい」が4割(40.0%)と最も多く、「どちらかといえばわかりやすい」が4割弱(38.9%)であった。

問5. 問4で、「どちらかといえばわかりにくい」、「わかりにくい」を選択された方にお聞きします。特にどのような理由でわかりにくいですか。(〇は1つだけ)

(n=47)

	構成比(%)
言葉使いが専門的	29.8
内容が専門的	23.4
事実関係の説明が不十分	19.1
内容が抽象的	10.6
言葉使いが抽象的	2.1
その他	14.9

【その他】

- 1 結果・ポイントをまず箇条書きで書いたほうがよい。
- 2 図解やイラストを使って、箇条書きに。
- 3 文章説明が多い。もっと視覚に訴えるまとめ方のほうが理解しやすいと感じる。
- 4 ひと目でわかるような〇×表が必要。長すぎて全てに目を通すのに時間がかかって最後まで読みたくなる。わかったのはあまりにも無駄が多すぎるという感触のみ。
- 5 目次がないので全体像がわかりにくい。1項目はよいが、報告対象の概要評価一覧（例えば、5段階で改善余地表現）がほしい。また、“意見要望”と“指摘事項”の基準棲み分けも曖昧。
- 6 表面的な事のみ記されているように感じた。
- 7 監査されて指摘された内容をどのように対策されるのか理解できない。

「どちらかといえばわかりにくい」「わかりにくい」を選択された方に、特にどのような理由でわかりにくいかきいたところ、「言葉使いが専門的」がほぼ3割（29.8%）であり、次いで「内容が専門的」が2割強（23.4%）であった。

問6. 今回「監査結果（概要版）」をご覧になり、どの監査結果または審査結果に関心を持たれましたか。（○は1つだけ）

(n=95)

	構成比(%)
定期監査結果	31.6
財政援助団体等監査結果	31.6
財政健全化判断比率等審査結果	9.5
工事監査結果	8.4
行政監査結果	6.3
決算審査結果	5.3
無回答	7.4

【その他】

- 1 択一的設問は疑問。

今回「監査結果（概要版）」を見て、どの監査結果または審査結果に関心を持ったかきいたところ、「定期監査結果」と「財政援助団体等監査結果」が3割強（31.6%）の同率であり最も多かった。

問7. 定期監査の監査結果（概要版1～7頁）の中で、関心がある事例はどれですか。

（〇は3つまで）

(n=95)

	構成比(%)
指摘事項6 夜間救急診療所における医療安全管理体制について	45.3
意見要望2 旅費の調整について	38.9
指摘事項8 児童手当返還金に係る債権管理について	33.7
指摘事項1 東京都区市町村包括補助金について	28.4
指摘事項3 高齢者在宅サービスセンターの管理運営について	26.3
指摘事項9 八王子みなみ野駅前広場他清掃等委託の履行確認について	25.3
指摘事項2 コミュニティサポーター事業業務委託について	24.2
指摘事項7 親子つどいの広場事業業務運営委託における仕様書について	21.1
指摘事項4 動物の捕獲等業務委託について	15.8
意見要望1 市史編さん事業における郷土資料館との連携について	12.6
指摘事項5 結核健康診断委託について	7.4

定期監査の監査結果（概要版1～7頁）の中で、関心がある事例はどれかきいたところ、「夜間救急診療所における医療安全管理体制について」が4割台半ば（45.3%）と最も多く、次いで「旅費の調整について」が4割弱（38.9%）であった。

問8. 本市では、以下の5つの項目を重視し監査を実施していますが、あなたが監査を実施するとしたら、特にどの点を重視して監査しますか。 (○は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
事務や事業が目的を達成しているか、効果を上げているか (有効性)	34.7
予算が正しく執行されているか、決算の書類は正確に示されているか (正確性)	25.3
事務や事業が最小の経費で実施されているか (経済性)	22.1
最大の成果やサービスが得られているか (効率性)	11.6
法令や条例、その他の規則などに違反していないか (合規性)	5.3
無回答	1.1

あなたが監査を実施するとしたら、特にどの点を重視して監査するかきいたところ、「事務や事業が目的を達成しているか、効果を上げているか (有効性)」が3割台半ば (34.7%) であり、次いで「予算が正しく執行されているか、決算の書類は正確に示されているか (正確性)」が2割台半ば (25.3%) であった。

問9. 市の監査は、具体的にどのような内容を重点的に監査すべきと思いますか。

(○は3つまで)

(n=95)

	構成比(%)
防災・危機管理	41.1
人件費・事務諸費	36.8
環境（産業廃棄物・不法投棄・自然保護など）	24.2
市税	24.2
外郭団体	20.0
高齢者・障害者福祉	17.9
都市整備・建築	17.9
教育	16.8
市民生活（NPO法人支援や消費生活問題など）	15.8
健康・保健・衛生	15.8
財産管理（市所有の未利用土地の活用など）	13.7
市議会	12.6
子育て	11.6
道路	8.4
文化・社会教育	8.4
観光・イベント	6.3
商工業	2.1
使用料	1.1
農業・林業	0.0
その他	1.1

【その他】

- 1 ノラネコなどの問題
- 2 重要性、透明性のため「健康・保健・衛生」「都市整備・建築」「外郭団体」を重点的に。

市の監査は、具体的にどのような内容を重点的に監査すべきと思うかきいたところ、「防災・危機管理」が4割強（41.1%）と最も多く、次いで「人件費・事務諸費」が4割弱（36.8%）であった。

問 10. 今後、監査の対象にすべきと考える事務事業や、その他、監査業務全般について
ご意見やご要望がありましたら自由にお書きください。 (300字以内・自由記述)

- 1 監査のことはこの度初めて知った。限られた予算が、本当に必要なところに行くように、不正が起こらないように監査業務に携わる方をお願いしたいと思う。さまざまな業者さんの決定についても公正に行われるよう、市民のために有効に予算が使われるよう、お願いしたい。
- 2 見聞きした事はあっても概要版とは言え、監査結果、審査結果等初めて見る分野、少人数で、具体的、かつ問題点の指摘、改善要望を出されているのがよくわかった。この要望に対する該当部署の対応の状況も知りたいところである。
- 3 今回初めて監査結果というものを目にしたが、全てとても興味深かった。問いに対する意見と少しずれるが、このアンケート問8は5つともとても重要で、そんなことはないだろうが、1つを選ぶことによって、ないがしろになるものがあっては困るとかなり悩んだ。正確性は一番の当たり前の条件のように感じたので他から選んだが、モニターの答えから傾向を知るにしても、複数(2~3)選択できるか、優先順位をつける方がよいのでは。
今年限りの話になるが、八王子まつりや花火大会の中止により、そのための予算は何か別の形で使われるのだろうか。
- 4 監査業務が少人数でこれ程の多くの問題を処理していたとは、少々驚いた。メンバーの皆様方に今後とも、八王子市民のためにご尽力いただくことを切に望む。
- 5 八王子にずっと住んでいるが、今まで市の監査のことは知らなかった。これからは市民センターなどで閲覧するようにしたい。
- 6 監査をすることで、改善すると信じている。
- 7 特になし。現状維持で。
- 8 「旅費」は市内部のことなので、より厳しく監査すべきであるし、その後改善されているのか、チェックも強化すべきと思う。不況で市税が少ないなか、しっかりと不正やムダを調査していただきたいと思う。また調査のみならず、後日の改善チェックもしっかりしてほしいと思う。
- 9 交通渋滞や観光場所など混雑する場所と、事故の関係について監査してもらいたい。
- 10 はちバスのルートはそれでよいのか。時間帯・利用率について監査の対象にしてほしい。
- 11 節電が大きな問題となっている今日、市が管理するJR八王子駅北口・南口のエスカレーター・エレベーターの費用はどうなっているのか。きちんと電力削減にもつながっているかどうかなど知りたいと思う。
- 12 ずいぶん色々な範囲にわたっていると思う。具体的に対象にするべき今後の対象事務事業は、今はわからない。ただ、このところの大地震からの諸問題(防災・危機管理)、健康、教育、子育て、高齢者問題などはいちばん生活基盤になることなので、監査により重点を置いてほしい。

- 1 3 指定管理者制度において、余剰金の管理および必要な業務の削除をより詳細に監査する必要があるのではないかと。また、NPO法人の援助における審査ももう少し詳細に監査する必要があると思える。また、旅費・交通費の精算における二重取りはぜひ改めてほしい。今回は監査という難しい面の多い課題だった。
- 1 4 現在多くの市民が参加しているNPO法人等に市が助成金を支出しているが、そのNPOの活動が円滑に実行され、また、助成金が適切に使われているか等について監査すべきだと思う。
- 1 5 役所や施設の人数が適正かどうか、正社員の必要性はあるのか等の人件費関係。
- 1 6 市議会議員の人件費が適当か、いま話題になっている市長が親戚に工事を多く委託しているのではないかとという点など、監査内容をみたい。今回のアンケートで監査事務局のホームページのことはぜんぜん知らなかった。広報にも出ていたのだろうか。モニターをして関心が深まった。
- 1 7 監査業務全般についてはやや満足している。別件では、市の全般的財政を考えると市議会議員40人が多すぎると思う。そして市の人件費の増大を抑えてほしい。家の近くで豪邸と高級車に乗っているのは、みんな公務員である。特に市役所の人。被災者のことを考えてほしい。
- 1 8 生活保護を受けている方が適切な条件で受給しているのか、短期間での見直しが必要ではないか（申請時とかわっていないか）全体的な費用につながるのではないかと。
- 1 9 八王子に越してきて1年余りのため、具体的なことはまだよくわからないが、教育や文化・社会教育がしっかり目的のとおり効果をあげているかどうかは重要なことと考える。
- 2 0 自治会の運営は自治会まかせのように思われるが、きちんと住民一人ひとりのことを考えて使われているのか。年間 300 万円近く残っているのであれば、一人ひとりに返金するなど、他に仕える方法（例えばノラネコの捕獲など）がないのか。現金出納検査をしっかり行ってほしい。
- 2 1 ・福祉環境の充足
・福祉環境の実態
- 2 2 厳しく査定すべきなのは、やはり節約できるところだと思う。
- 2 3 全ての項目について監査すべきだと思う。
- 2 4 知識不足で申し訳ありません。特にないが、無駄なく効率的、有効的な行政であるよう願う。また、監査委員の選出は適切かどうかという点も気になる。
- 2 5 監査の人員が4名とあるが、内容をわかる人が監査しているか心配に感じた。また、監査人員が4名では広範囲の監査がしっかり出来るのか疑問に思えた。不具合点を指摘しているか、その後のフォローはどうなっているのか。単にコメントしているだけに思えたし、問題指摘があった件は改善されたかの報告はされているのか疑問が残った。
- 2 6 監査している側の職員の名前や働き方、活動の報告などの記載。そうすることで、一人ひとりが仕事という事に意識し、一生懸命になって考えてくれたりすることにつながると感じた。
- 2 7 「監査結果」が文章ばかりで読みづらい。グラフや表を交えた説明のほうが、頭に入りやすく、理解しやすいと思う。

- 28 監査報告書は今回、初めて見た。そのためか読みづらい点がいくつか散見した。第一に、どこが監査の対象になったかが最後まで読まないとわからなかった。最初に監査対象の一覧表があればわかりやすいと思う。
- 次に、予算との対比についてである。一般会計では民生費・総務費・衛生費・教育費が予算額の上位にきているが、これらの項目と監査との関係をわかりやすくした方がよいのではないだろうか。
- 次は要望だが、駐車場管理等は民営化できないか、行政のスリム化の監査をすべきと思う。
- 29 専門用語を使うこともあると思うが、わかりやすい表現をお願いしたい。
- 30 報告書を読んでみて、いろんな観点からしっかりと監査がなされていると思った。しかし、一文が長いのか、少し読みにくいとも感じた。報告書であり、内容的にも表現的にも親しみにくいところではあると思うので、もう少し読みやすい文章で報告がなされればと思う。
- 31 「監査結果（概要版）」の巻頭に、監査内容を項目ごとに点数をつけ、表にまとめて記載するとわかりやすいのではないかとと思う。そのようにすれば、市民は巻頭を見て、点数の低い箇所をチェックするなど、読みやすい報告書になるのではないかとと思う。
- 32 最重要課題を包括した分野に効率的に、且つ重点的に監査を実施し、その内容結果を公にフィードバックし、指摘箇所は確実に実施を遂行の上、その効果の程を実感したい故、情報公開を是非してほしい。
- 33 貴重な市税を無駄なく効率良く使用されているか、隅々まで洗い出し、注意勧告・公表してほしい。
- 34 私たち市民にとって監査などは、なかなかわかりにくく、難しい印象がある。「広報はちおうじ」が各家庭に届くようになり、以前よりも市が行っていることや、様々な情報を、大人をはじめ、子どもも目にする機会が増えたことと思う。そこで子どもにもわかるような監査の仕組み特集などを広報に掲載することで身近に感じることができるようになるのではないかと。
- 35 観光事業の振興、商工業に対する助成、教育の充実の事務事業。監査業務の広報方法、例えば要点・概説を「広報はちおうじ」に載せ、監査報告の入手方法・閲覧方法を周知・徹底する。また、質問を受け付けて事務局が回答する等の工夫で、より市民に身近になるようお願いしたい。
- 36 私は、監査でいちばん大切なことは、私たちの税金や料金が私たちのために適切に使われているかどうかを私たちに代わって確認することだと考える。できれば監査結果を広報で報告し、市民に市政についての関心を持たせるべきだと思う。
- 監査とは離れるが、市民から見て誰のために何の目的で実施されているのかが不明な施策が散見される。税金の無駄づかいを防止する観点から予算が執行される前にチェック機能が働けばと考える。

- 37 ・監査は、可能な限り中立な立場で実行してほしい。
 ・監査結果をこれまで目にしたことがなかった。概要版のさらに概要を「広報はちおうじ」に載せる等、広報活動に力をかけてほしい。
 ・不正に税金が使われることのないよう、厳しく監査をお願いする。
 ・すでにやられているとは思いますが、監査の結果どのように改善されたかについても、まとめていただきたい。
- 38 本当にひどい状況がわかった。税金の無駄づかいが目に見える状況。普通の会社では絶対あってはいけないことがあまりにも平然と行われていることが明らかになった。でも、これが今まで気がつかなかった自分と他の人もおそらく知らない人が多いであろうことが改善しなければいけないことだと痛感した。
- 39 監査指摘から鑑みるに、事業実施者の事業に対する認識の甘さ、理解および事務処理能力の不足等が感じられる。また、一部、事業関係者間のやさしい関係があり、計画書、実績報告書のチェックの欠落、遂行状況の指導の不徹底も感じられる。事業は必要なものであると思うが、限られた財源の中で実施されているものであるから、計画から反れたり、余剰が発生するようなことは避けるべきであろう。事務担当者の指導の徹底等を期待する。
- 40 監査業務について、このような報告がされているのを初めて知った。今後も大に行ってほしいと思う。監査で指摘されたことを、どんどん改善して、良い市政を行ってほしい。「旅費の調整について」などは、通常、定期券範囲内の旅費をさらに支給するのはおかしなことである。近隣自治体の条例を参考にしてみたいか。例えば、多摩市では『多摩市一般職の職員の旅費に関する条例』の第8条で規定しているようである。現在の社会通念に合わせたルールの実用を願う。
- 41 正しくお金が使われる前に、より価値の高い施策をつくるのが大事。ヨーロッパではバリューマネジメントの考え方があり、またアメリカでは「価値のある形でお金を使っているか否か」と「正しくお金を使っているか否か」の監査は別の機関で行っている自治体もある。
- 42 他の区・市と監査結果の共有を行い、市政の改善がはかれるのではと思う。例えば、日野市の監査委員が八王子市の監査を行う。数年に一度ぐらい。
- 43 大まかにでも監査上どこを見ていくか各部門理解ができていないと、誤った計上報告等しかできないと思う。監査内容のガイドライン等あらかじめ監査対象部門に提示していくことは必要かと思う。(監査委員の方のみ認識し、監査当日確認する内容については提示しなくてよいと思うが。)
- 44 八王子市版事業仕分け
- 45 監査委員に指摘された点についてどのように改善されたのか。その結果まできちんと対応して、初めて監査の意義があると思う。
- 46 監査業務は大変なことと思う。いろいろな監査をするものと思った。小生は後期高齢者ですので、コミュニティサポーターの項目が気になった。広報で募集してはどうかと思うが、監査結果で勧告は出来ないのだろうか。
- 47 今回のアンケート調査で、市政モニターに応募した意義を痛感した。今後も監査業務に関する調査が続くものではないだろうが、計画や意気込みに重きを置く日本人にとって、特に苦手な分野が検証や“監査”の考え方だと思う。市政を含めた多く

の事柄は、反復・継続するものであるものの、この苦手な分野を軽視して来たが故に生じている損失が莫大になっているに違いない。民間企業に従事してきた者からすれば、職員の交通費の適正化など何を今更という気もしなくはないが、単なる重箱の隅をつつく監査ではなく、計画・予算の趣旨との整合性までチェックする機能を備えたものであってほしいと願う。

- 4 8 コンプライアンスの観点から、予算が不正に使われていないかどうか。経済性の観点から、不必要な事業に予算を使っていないかどうか、また適正な金額か。効率性の観点から、金額の大きい事業など本当に効果を上げているのかどうか。
- 4 9 今回、初めて監査結果を読んだが、「不当に旅行実費を超えた旅費」など、一般企業では問題になるような行為が指摘事項としてあげられていて不快だった。指摘した事項に対する、改善報告を待ちたいと思う。監査のためだけに、帳尻を合わせる目的で書類を作成したり、新たな業務が発生したりするのは本末転倒であるが、監査が入る際にはそういったことが起こりがちだと思う。複数の監査を実施する前に、まずは、ひとつひとつの監査結果を受け入れて、意見要望や指摘事項をどのように改善していくのかが大事なことだと思う。監査結果では、誰かが不正をしていた点が指摘されることが多いため、指摘される側にとっては不愉快なものでもある。そのためにも、市政の内部に近い部分から監査実施と、監査に対する改善を行い、成果を挙げていくことが重要だと思う。成果をアピールすることで、市の外部へも監査協力を求めていきやすくなるのではないだろうか。
- 5 0 市民にとっての不公平感や不快感の解消や、幸せに繋がる取り組みを重視していただければと思う。
- 【不公平感】手当ての返還や、給食費や公共費用の未払い、不正な費用請求など。
- 【不快感】市民サービスの利用時の顧客満足度。
- 【幸せ】教育、運動、文化に関わる市民の活動の活発化支援の効果。
- 5 1 民間委託している清掃業務へ過度な要求をしていないか気になる。以前、市本体でやっていたものが、かなり少数で実施しているような気がする。委託されている民間会社は、短時間でかなりスピーディーに行っているが、賃金面は問題ないのだろうか。
- 5 2 掃除委託に関してだが、清掃対象場所の広場、エレベーター、エスカレーター、公衆便所のうち、広場は小・中学校等を巻き込み生徒にボランティアでやってもらうというのはいかがか。生徒だけでなく、親子、ボランティアを募り、集まった方々とともに清掃すれば、広場を利用する市民もマナーが向上するのではないだろうか。（八王子みなみ野駅に行ったことがないので、広場の状況を把握していないが。）
- 5 3 八王子市から委託や助成を受けている企業等は、すべて監査の対象になっているのだろうか。これらの事業・企業等すべてが対象になっていれば、充分と思う。
- 5 4 市民の財産である税金の使い道は、公平かつ適切に取り行ってほしい。例えば、児童手当の過払いを指摘する事後処理だけでなく、過払いがおきないところまで指導してほしい。国の年金問題を思い出してしまった。
- 5 5 図書券1万円分を謝礼にして少人数のオンブズマンを集めるというのはどうだろうか。履歴書を出させて、色々な人を20人位集めて監査のようなことをさせる。成果はソーシャルメディアで世界中に公表してほしい。もっとも、時間をとれる人がい

なような気がするが。

無料で利用できるWebサービスと有志の市民をうまく使えば、費用対効果に優れた情報源、情報発生源ができるはずだから、うまくやればよいと思う。

因みにオンブズマンに私は参加したいと思う。

5.6 【全般的】

- ・監査は誠実に実施されているように感じた。
- ・各監査を通じ、指摘された改善要求等がその後どのように反映実施されてきたのか。監査人の言いっぱなしに終わっていないか。これに関し、監査を開始する際、前年の指摘事項の再確認行為が必要と思われる。

【監査結果（概要版） 1. 定期監査】

- ・旅費の調整…グリーン席等特別料金の扱い、自家用車・レンタカー等の利用、移動中の事故対応、所要外出期間の適否／回遊等の不許可など、実際にあり得るケースについての規定は設定されているのだろうか。
- ・東京都区市町村包括補助金…申請忘れ等は所管部署の業務怠慢であり、責任者の減給に相当する。
- ・コミュニティサポーター事業業務委託…10人以上のサポーター要否については業務内容を判断した上で所要人数の見直しも必要。
- ・結核健康診断委託…当該施設から担当所管宛への依頼・申請フォーム（簡易、テンプレート形式ファイルでも可）を各施設に配付しておくのも1つの便法。
- ・親子つどいの広場事業業務運営委託における仕様書…業務実態が希薄であったようだが、委託料は内容無評価のまま支払われたのだろうか。仕様書も大事だが、子どものしあわせ課の業務怠慢。
- ・児童手当返還金に係る債権管理…監査結果記述の通りである。
 - ①督促や強制徴収については税務所管部門の協力・支援はできないものだろうか。
 - ②資格喪失のチェック⇄手当金支払事務との間は自動的な情報やりとり体制になっていないのだろうか。チェックされたら直ちに支払いストップとなれば、過払い金はほとんど発生しないはずである。
- ・八王子みなみ野駅前広場他清掃等委託の履行確認…所管課の業務怠慢である。1人の担当者が月に1度（1日）現場を巡回すれば済む問題である。当該怠慢な業務態度が税金の無駄づかいそのものなのである。

【監査結果（概要版） 2. 財政援助団体等監査】

- ・財政援助に関する監査については、監査結果を真摯に反省・対策実施すべきである。経営改善についても同上である。
- ・指定管理に関する監査については、全般的には所管課が適正に業務をこなしていないことを証明している。所管部課が発した指示に基づいて指定管理者は業務を遂行していることから、所管部課は当該業務状況を管理・監督する業務がある。今回の監査者によるチェック業務の大半は所管部課が平常時実施すべき事項である。

「総括」に記載のような専門知識等を要する事項については、当面は会計事務所等にアウトソーシングするとしても監査者の意見のとおり所管部課の担当者に関連専門知識についての研修等を付与すべきである。

【監査結果（概要版） 3. 行政監査】

前記、財政援助団体等監査の項における評価と同様、所管部課が業務を適正に実施していないことが監査結果の指摘要因になっている。業務をアウトソーシングする場合、要求事項を抜け漏れなく明確に設定し、目的どおりの業務を実施させることが肝要であり、それ以外は何もない。但し、誰でも手を抜いたり不実行をむさぼったりするのが人の常である。かかる不正が発生しないよう定期的に監督・指導し、適正な業務完遂に導くのが費用を支払う所管部課の責任である。契約元が財務部署であっても業務責任は所管部課である。

要求事項を計画化するのは契約書や計画書であり、所管部課はそこに明記されている諸事項についての実施状況を定期的に（立会い等で）確認・指導する業務がある。かつて、某小学校のプールで排水口に児童が吸い込まれ死亡するという事故があった。適正なアウトソーシング業務が実施されていたら恐らく避けることができた事故であったと思われる。

【監査結果（概要版） 4. 工事監査】

所管課がごみ減量対策課のみでよいのかと考える。市の組織からは建築・土木関係を担当する所管がどこなのか不明だが、プラント建設なので当該専門家が定期的にチェックする必要があると思う。

しかし、現時点プラスチックごみ等の回収処理は順調に進められているようなので、ノーコメントとする。

【監査結果（概要版） 5. 決算審査】

債権回収を要する案件がかなりある由、当該業務は一般的に嫌われる仕事であることから、かかる業務に比較的精通している税務部門のメンバーに協力・支援を仰ぐことが可能なよう、組織の柔軟な運用が望ましいと思う。

平成22年度監査結果 (概要版)

八王子市監査事務局

定期監査

1 監査の対象

総合政策部	政策審議室	広聴広報室	市史編さん室		
総務部	総務課	法制課	職員課	安全衛生管理課	IT推進室
公平委員会事務局					
財務部	財政課	管財課	建築課	契約課	
健康福祉部	高齢者支援課	障害者福祉課	介護保険課		
	保健総務課	生活衛生課	保健対策課		
	保健センター	食肉衛生検査所			
(保健所)	保健総務課	生活衛生課	保健対策課)		
子ども家庭部	子どものしあわせ課	子育て支援課			
	児童青少年課	子ども家庭支援センター			
道路事業部	計画課	管理課	財産課	建設課	交通事業課
	補修センター				
監査事務局					

2 監査の実施期間 平成21年12月25日から平成22年8月22日まで

3 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかどうかを主眼に、書類審査、質問調査及び実地調査等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

4 監査結果

(1) 市史編さん事業における郷土資料館との連携について (意見要望1)

(市史編さん室)

市史編さん基本構想及び市史編集方針で策定した内容について、作業内容の面から整理すると、①編さん方針の策定、②資料の収集・整理、③資料に係る調査・研究、④市史原稿の執筆・編集・刊行に区分され、一方、市史編さん事業と関連の深い郷土資料館の事業については、郷土資料館条例の規定によると、①資料の収集・保存、②資料の展示、説明及び助言、③資料に係る調査研究、④講演会・研究会の開催などとなっている。

このように、両事業に共通する部分は相当多く、特に、資料の収集・整理及び調査・研究については同種の対象及び作業内容もあると思料されるところ、編さん室によると、当該共通する事業のすみわけについて、資料の収集については原則として実物資料を郷土資料館が収集し、市史編さん上必要な公文書などの実物以外の刊

行物等資料の収集を同室が行うとの協議が両者間においてされており、調査研究についても郷土資料館におけるものを市史編さんに反映していくとのことである。

しかしながら、市史編さん事業が、これまで郷土資料館において長年にわたって収集してきた資料及び資料に関する調査研究の成果を活かすとともに、現在及び今後の郷土資料館の資料収集・調査研究と連携し、その成果を共有し、活用しながら、全庁的な観点から百周年記念事業としてまとめ上げる事業であることを考慮すると、現状では一部の資料の収集に関する協議を行うにとどまっているなど、必ずしも十分な連携とは言えないものとなっている。

については、今般市史編さん基本構想等が策定され具体的な作業日程に入ったことを契機に、人的交流を含め、現在及び今後の資料収集及び調査研究について郷土資料館との間で方向性、方針等の摺り合せを行うなど、両事業の一層の連携強化を図るよう要望する。

(2) 旅費の調整について（意見要望2）

（職員課）

職員等の旅費に関する条例（以下「条例」という。）によれば、条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができるとされているところ、実際にこの規定を適用しているのは指定された宿泊施設の宿泊料のみとなっている。

そこで、この適用範囲が妥当かどうかについて、自宅から研修地に直行した場合、研修地から自宅に直帰した場合などについて試査調査したところ、本市の運用では一律に勤務庁から研修地までの実費を旅費としているため、通勤手当支給経路と重複する出張経路の場合は旅行の実費を相当超えている事例が多数認められた。

上記事例については、「不当に旅行実費を超えた旅費」と認められるものもあることから、現行の運用について改善の必要があるものと思われる。

ちなみに、東京都においては、「職員の旅費に関する条例の運用方針等について」を策定し、①旅行者が定期乗車券等を利用して旅行した場合で、現に要した交通費の額が正規の旅費の額に満たないときは、その現に要した交通費を支給する、②旅行者が住居から直接用務地へ旅行する場合又は用務地から直接帰宅する場合で、その旅行の経路の全部又は一部が通勤経路と重複するときは、原則としてその重複する部分の交通費は支給しないものとするとしているところである。

については、旅費支給額の適正を確保するため、上記事例を参考にするなど、旅費調整の適用範囲の拡大について検討されたい。

(3) 東京都区市町村包括補助金について（指摘事項1）

（高齢者支援課・保健総務課共通）

健康福祉部に係る東京都の区市町村包括補助金についてみたところ、保健総務課が歳入所管課である医療保健政策区市町村包括補助金と高齢者支援課が歳入所管課である高齢社会対策区市町村包括補助金において、平成21年度に申請していれば補助対象として採択されたとと思われる事業が2件見受けられた。

いずれも事業担当所管課は歳入担当所管課とは異なっていたが、今回の事例で試算すると、平成21年度分2件約300万円、平成22年度分1件約500万円の交付が見込まれたことから、財政状況が厳しい中、また、予算執行方針においても、歳入については、常に情報を把握し、貴重な財源を少しでも多く確保するよう努めることとしていることから、採択される可能性がある以上補助申請すべきであったと考える。

このような包括補助金の場合においては、歳入担当所管課は、補助申請に当たり前年踏襲の照会に留まらず、財務当局と連携を図り対象事業の洗出しを行うとともに、事業担当所管課においては、補助要綱等の内容を十分精査したうえで、補助対象となる可能性がある場合には積極的に補助申請し、財源確保に努められたい。

(4) コミュニティサポーター事業業務委託について（指摘事項2）

（高齢者支援課）

所管課においては、一人暮らしの高齢者を訪問してコミュニケーション活動を行うとともに安否確認や問題の早期発見に努めるためコミュニティサポーター（以下「サポーター」という。）を地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）1施設に概ね10人程度置くこととし、利用者とサポーターとの調整や後方支援のための業務を支援センターに委託している。

そこで、平成21年度の本委託の事業報告書をみたところ、仕様書において10人以上のサポーターの確保に努めることとしているにも関わらず、10人以上のサポーターを確保している支援センターは1施設しかなく、12施設のうち半分以上の支援センターでサポーターが2人以下という状況が見受けられ、ほとんど本事業の普及活動の報告がされていない支援センターも見受けられた。

については、実態に則した仕様の見直しを行うとともに、支援センターに対し仕様書に基づいた業務の遂行に努めるように指導されたい。

(5) 高齢者在宅サービスセンターの管理運営について（指摘事項3）

（介護保険課）

公の施設である高齢者在宅サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）の5施設は、平成16年度から順次利用料金制を採用した指定管理者制度を導入し、主に介護保険法に基づく通所介護サービスを実施し、介護報酬及び利用者実費負担を利用料金としている。

また、利用料金制を導入し指定管理者制度を実施している他の施設は、利用料金だけでは管理運営費用を賄えず、ほとんどの施設において市が指定管理料を支払っているが、その際担当所管課は、毎年度収支バランスを踏まえたうえで指定管理者

と協議し、指定管理料を決定している。

そこで、各サービスセンターにおける指定管理者の平成 21 年度決算をみたところ、サービスセンターの場合は、利用料金だけで管理運営費用が賄えていることから指定管理料は支払っていないが、4 施設において黒字決算となり、また、余剰金として収入額の 20%以上の収支差額を計上し、累積の繰越額が 8,000 万円を超えている施設もあり、5 施設の繰越額の平均は約 4,700 万円であった。

このことについて、所管課は、利用者が良好な介護サービスを受けられることを重視し、事業費・人件費等については適正な支出を行うように指定管理者に指導しており、また、余剰金については、指定管理者の法人本部会計への繰入れは認めていないとのことであるが、指定期間終了時は法人の収入となるとのことであった。

については、サービスセンターは、地方債を財源として建設されており、現在も公債費として償還していることや、今後、大規模修繕が発生することなどを考慮すると、過去の実績で相当額の収支差額が生じている場合は、サービスの低下に繋がらない程度に設備維持費相当額等として当該差額の一部を市に納付させることについて検討されたい。

(6) 動物の捕獲等業務委託について（指摘事項4）（保健総務課）

所管課は、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の捕獲収容業務を委託している。

そこで、当該捕獲収容業務に係る契約書等をみたところ、受注者において安定的な受注が確保され、経費の削減及び良好な人材の安定的な確保に伴う質の高い業務の履行が見込まれ、また、平成 20 年 4 月から 3 か年の契約について他に対応可能な業者がないことから、19 年度に契約した業者と契約したが、20 年度から 22 年度までは 1 年当たり 18,155,051 円であり、その契約額は 19 年度の 1 年当たり 18,356,069 円に対し、1.1%の削減にとどまっていた。

本業務を履行できる業者は少ないと思われるが、専門性・特殊性の点から他業者の参入が全く不可能とは思われなところである。

については、経費の削減の観点から契約に際し競争性を確保することが必要と思われるので、次回契約の際には入札方式の導入を検討されたい。

(7) 結核健康診断委託について（指摘事項）（保健総務課・保健対策課共通）

保健所は、高齢者施設や障害者施設等に対し、結核健康診断のために、予算の範囲内で検診車を派遣し、X線撮影を委託により実施している。

これは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定では、高齢者施設等入所者を収容する施設の長に結核健康診断の実施の義務があるところ、所管課によれば、各施設単独での実施は困難で、また、保健所で受診する場合遠隔の地にある施設においてはさらに実施が難しいことから、保健所から出向いて行っているとのことである。

そこで、平成 19 年度から 21 年度までの配車等実績についてみたところ、21 年度は要望のあった 12 施設に派遣していたが、このうち結核健康診断の法的義務施設である高齢者施設については、市内 26 施設中の 9 施設に対して 3 年間連続して

派遣していた。

派遣先の決定に際し、所管課は、市内にある他の施設に要望を確認することはせず、前年度に派遣した施設に対し当年度の要望を確認するにとどまっている。

については、施設から使用料は徴収しているものの、各施設単独でX線撮影を実施する費用と比較すると安価なことから、市内の施設に対し派遣する基準を策定して実施するなど、公平性に配慮して実施するよう改められたい。

また、結核健康診断が法的に義務付けられている施設については、単独での実施が困難なものに対し、例えば自ら実施した場合の負担軽減を図る趣旨で行う施設合同実施の際の指導・調整を行うなど、本事業のあり方についても検討されたい。

(8) 夜間救急診療所における医療安全管理体制について（指摘事項6）

（保健センター）

平成18年6月21日付で公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律をはじめとする改正法令により、医療法及び関係法令が改正され、平成19年4月1日から、それまで病院と有床診療所に義務付けられていた医療安全管理体制が無床診療所についても同様に義務化され、無床診療所の管理者は、医療の安全の確保及び院内感染対策のための指針の策定、医療の安全を確保するための従事者に対する研修の実施、医薬品・医療機器の安全使用のための責任者の設置などが義務付けられたところである。

そこで、新たに法令の適用の対象となった保健センター内に開設されている夜間救急診療所において、これら必要な措置がとられているか調査したところ、法令に基づく措置がなされていなかった。

については、法令の規定に基づく必要な措置を早急に講じられたい。

(9) 親子つどいの広場事業業務運営委託における仕様書について

（指摘事項7）（子どものしあわせ課）

財務部契約課作成の「契約事務の基礎」によれば、業務委託契約については「業務委託契約に係る仕様書作成上の留意事項について（平成11年12月15日付契約課長通知）」を参考に作成することとしており、また、その通知では、業務の目的を相手方が十分理解できる内容になるように留意し、業務内容については、業務実態に応じた具体的な内容や実施方法等を記載した仕様書を作成することとしている。

ところで、親子つどいの広場事業業務運営委託は、「業務運営委託」という名称でありながら事業実績報告書によると、委託期間の約9割の期間は、打合せや研修などの親子つどいの広場の開設準備に充てられており、運営業務を行っていたのは数日間のみというものであった。

そこで、本件契約における仕様書について確認したところ、その内容は、親子つどいの広場開設後の事業内容や職員配置等について具体的に定めているのみであり、開設準備期間における事業内容に関しては市と協議する旨が記載してあるだけで、業務実態に応じた具体的な内容や実施方法等については全く定められていなか

った。

仕様書は、相手方が当該契約に係る業務量等を把握し委託料を積算する根拠となる重要なものであるため、過去の実績を踏まえ、業務実態に応じた適切な内容で作成するよう改善されたい。

(10) 児童手当返還金に係る債権管理について（指摘事項8）

（子育て支援課）

児童手当の資格喪失に伴う過払金の返還に係る事務処理についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

(1) 平成20年4月17日までは返還請求により納付があった者のみ調定を行っていたため、過払管理台帳で確認できる範囲において、平成19年度までに返還請求を行ったもののうち36人分、755,000円について何回か督促を行ってはいるものの、未調定のまま債権が時効により消滅していることが認められた。

本件のように税等と異なり強制徴収権のない債権管理については、地方自治法施行令の規定により、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、特別な事情がある場合を除いて強制執行や訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求することとされている。

(2) 平成22年2月末日現在、債権が時効により消滅していないもので返還請求を行ったもの62人分、2,515,000円のうち50人分、2,110,000円が未返還となっており、そのうち45人分、1,980,000円が返還請求を行ったのち一度も督促をしていないことが認められた。

地方自治法によれば、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

については、児童手当返還金について、法令の規定に則り、適正な債権管理に努められたい。

(11) 八王子みなみ野駅前広場他清掃等委託の履行確認について

（指摘事項9）（道路事業部 管理課）

所管課では、八王子みなみ野駅前広場及び公衆便所の施設の良好な状態を維持するため、駅前広場、エレベーター、エスカレーター及び公衆便所の清掃並びに日常・緊急時保守管理業務を委託により実施しており、委託契約書において、施設の箇所ごとに日常清掃及び定期清掃の作業回数が定められ、委託料は作業の実施内容に応じて毎月分割して支払うこととされている。

そこで、当該委託業務に係る関係書類についてみたところ、委託料の支払明細によると6月と10月に行うこととなっているエレベーター、エスカレーター及び公衆便所の定期清掃について、当該月分の清掃業務完了報告書等において履行確認ができなかったにもかかわらず、委託料がそのまま支払われていることが認められた。

なお、監査期間中、所管課を通じ受託業者に確認したところ、7月及び11月に定期清掃を実施した旨の回答及び作業写真の追加提出がされた。

このような状況が生じているのは、仕様書に定められている作業計画書が提

出されていないこと及び提出された業務完了報告書に対する履行確認手順が徹底されていないためと思料される。

については、委託料の支払に当たっては、委託業務の履行確認を徹底するとともに、受託者に対して契約書に則った業務の履行をするよう指導されたい。

財政援助団体等監査

1 監査の範囲 平成21年度に執行された会計事務及びその他の事務

2 監査の期間 平成22年9月1日から同年12月23日まで

第2 財政援助に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる団体及び所管部課は、次のとおりである。

財政援助団体		所管部課
社会福祉法人八王子市社会福祉協議会		健康福祉部健康福祉総務課
自主学童クラブ	① つくみ学童クラブ運営委員会	こども家庭部児童青少年課
	② 館町地域集会所運営委員会	
	③ 横山町学童クラブ運営委員会	

2 監査の観点及び方法

監査は、次の表に掲げた事項を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

財政援助団体	所管部課
① 補助事業等は目的に沿って適正に執行されているか。	① 財政援助等の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
② 補助事業等は、市の交付決定に基づき適正に執行されているか。	② 補助金等の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
③ 予算書、決算諸表等と補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。	③ 補助金等の支出及び積算・返還事務は適正に行われているか。
④ 諸規程の整備はなされているか。	④ 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
⑤ 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。	
⑥ 出納関係帳票の整備は適切か、また、領収書等の証拠書類の整理、保存は適切か。	

3 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

● 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

(1) 業務受託契約における経費見積りについて（指摘事項）

市と社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）の間では、各種業務についての業務委託契約を締結し、市は当該業務の委託料を支払っている。

そこで、社会福祉協議会が随意契約により受託者となっている8業務について、契約締結の過程で市に提出したそれぞれの委託業務見積内訳書及び会計決算書の該当業務に係る収支決算説明書部分をみたところ、受託業務の遂行に伴い生ずる直接人件費の支払事務、契約事務、物品購入事務に要する人件費等（以下「業務管理経費」という。）が計上されていないものが2業務、業務管理経費は計上されているものの契約額に占める割合が1%前後と非常に低率であるものが2業務あることが確認された。

市との業務委託契約に際しては、市から提示された業務仕様書に基づき業務内容を精査することにより、必要最低限の業務管理経費を含めた見積額を提示したうえで、業務委託契約の締結が行われるべきである。

については、所管課においては、市の各業務委託契約担当課との調整等を行い、その結果を踏まえ、社会福祉協議会に対し、受託業務の業務遂行上、必要かつ適正な契約額による業務委託契約が締結されるよう改善指導に努められたい。

(2) 社会福祉協議会の経営改善について（意見要望事項）

市は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に対し、社会福祉法に基づき補助をしているところ、社会福祉協議会の運営費として法人運営に係る職員の人件費の約9割に相当する額を交付しているが、その補助率の根拠は明確とはいえないものであった。

市から社会福祉協議会への委託事業について、当該事業に係る人件費を含む管理費の割合が低いことについては前述したところであるが、これは、社会福祉協議会の人件費が別途補助されているという理由により委託業務に係る人件費を委託料に計上していないためであった。

平成21年度の本市外部評価委員会による評価では、市から社会福祉協議会への個々の補助事業について必要性や実施主体について再検証したうえで、市の責務であるとしたものについては「委託方式」に変更し、当該事業に係る人件費については当然委託料に含めた形で支払うべきであるとしていることから、委託料には直接人件費のみでなく間接人件費についても計上し、市からの補助金は社会福祉協議会の本来の管理運営費自体に係る人件費のみに整理するなどにより、社会福祉協議会の自主性を尊重し、経営の自立を促すことが望ましい。

また、自主財源や寄附金等の民間財源が公的財源に比べて比率が低いことから、健康福祉総務課では、行財政改革推進プログラムにおいて社会福祉協議会への運営指導を取組課題として位置付けているが、社会福祉協議会自身においては、19年度から「経営改善3ヵ年計画」に着手し、未整備であった財政計画を構築し、中長期的な財政計画による総合的な団体運営を行うこととしているが、具体的な成果としては、基金の運用と自動販売機設置に係る収益による増収策に留まっている状況にある。

さらに、社会福祉協議会は、22年度から5年間を期間とした「いきいきプラン八王子」を具現化するため、自身の組織の発展・強化を目的に「社協発展・強化計画」を策定しているが、今後は、同計画に示されている事業評価による効果とコストの把握や職員に対する意識改革も含めた人材の育成の実現に期待するところである。

については、社会福祉協議会は、これからも市と連携して地域福祉の推進を図ってゆくことが求められており、引き続き市からの補助金による運営が事業基盤となることから、市と協力してコスト分析を含めた継続的な事業評価に裏付けられた中長期的な財政計画を早急に策定するとともに、社会環境が変化する中、地域の資源を効果的に結びつけながら共に支えあう地域活動を充実させるなど、社会福祉協議会独自の時代に即した市民のニーズを敏感に捉えた公共サービスの提供に努められることを要望する。

第3 指定管理に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる指定管理者及び指定管理施設並びに所管部課は、次のとおりである。

指定管理者	指定管理施設	所管部課
(福)八王子市社会福祉協議会	長房ふれあい館	市民活動推進部 協働推進課
(福)八王子市社会福祉協議会	恩方老人憩の家	健康福祉部 大横福祉センター
(福)八王子市社会福祉協議会	八木町学童保育所ほか39施設	こども家庭部 児童青少年課
(株)プロケア	小宮小学童保育所ほか2施設	
(NPO)ワーカーズコープ	楢原小学童保育所ほか7施設	
(福)敬愛学園	東浅川小学童保育所ほか5施設	
(福)清心福祉会	高倉小学童保育所	
(NPO)くぬぎだ	櫛田小学童保育所	

注：(福)は社会福祉法人、(株)は株式会社、(NPO)は特定非営利活動法人の略

2 監査の観点及び方法

監査は、次の表に掲げた事項を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

指定管理者	所管部課
① 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。	① 財政援助等の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	② 補助金等の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
③ 利用料金の設定等は適正に行われているか。	③ 補助金等の支出及び積算・返還事務は適正に行われているか。
④ 公の施設の管理に係る諸規程の整備はなされているか。	④ 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
⑤ 公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。	
⑥ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か、また、領収書類の整備、保存は適切か。	

3 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

● 学童保育所指定管理者共通（指摘事項）

（1）利用料金の徴収方法及び設定根拠について

学童保育所条例（以下「条例」という。）によれば、利用料金は、利用前に支払わなければならないが、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる」とされている。

そこで、各指定管理者の利用料金の徴収方法についてみたところ、ほとんどの指定管理者において、当該承認手続を経ずに徴収方法を変更し、現実にはほとんどの指定管理者が事後徴収としていることが認められた。

また、条例には午後6時30分から午後7時までの利用については、月を単位とした利用金額が2,000円、日を単位とした利用金額が300円と規定されているが、例えば、同一月に8日間利用した場合に、2,000円を上限として徴収している指定管理者と2,400円徴収している指定管理者があるなど、指定管理者によって徴収額が統一されていないことが認められた。

については、所管課においては、指定管理者に対し利用料金を事後徴収とする場合には条例に則った手続を執るよう指導するとともに、各指定管理者において利用料金の徴収額が統一されるよう利用料金の徴収額に係る見解を明確にされたい。

（2）備品の管理について

平成21年度における学童保育所の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）によれば、指定管理者が、指定管理料によって備品を購入する場合には市と協議を必要とし、事前に市の承諾があれば購入することができる」とされているが、各指定管理者が21年度中に購入した備品についてみたところ、ほとんどの指定管理者において、当該承諾手続を経していないことが認められた。

また、物品管理規則（以下「規則」という。）によれば、備品の管理については、その品名、金額、供用場所その他必要な事項を財務会計システムに記録することになっている。しかし、学童保育所の管理に関する基本協定書には、指定管理者が指定管理料で購入した備品については市に帰属するものとする」とされているにもかかわらず、所管課では、各指定管理者が指定管理料で購入した備品を財務会計システムに記録していないなど、備品について適正な管理がなされていないことが認められた。

については、所管課においては、指定管理者に対し年度協定に則った適正な事務処理を行うよう指導するとともに、規則に則り適正に備品を管理されたい。

● 株式会社 プロケア

人件費及び交通費の支出誤りについて（指摘事項）

指定管理料は、指定管理施設に係る経費に充てなければならない。

そこで、株式会社プロケア（以下「指定管理者」という。）の人件費明細書、月次勤怠実績表及び交通費申請書をみたところ、人件費及び交通費において次の事例が認められた。

- (1) 施設職員 1 人について、月次勤怠実績表の所属上は本市の学童保育所になっていたが、4月から6月までのうち実際に本市の学童保育所で勤務した日数は1日しかなく、その他の日については他の地方公共団体の学童保育所等（以下「他の勤務地」という。）で勤務をしていたにもかかわらず、3か月分の給与794,837円及び他の勤務地への交通費16,810円が本市の指定管理料から支払われていた。
- (2) 施設職員 3 人について、4月から12月までの間のうち合計27日間、他の勤務地で応援勤務をし、その分の給与243,281円及び他の勤務地への交通費26,140円が本市の指定管理料から支払われていた。

については、所管課においては、誤って支出された指定管理料について適切な措置を講ずるとともに、指定管理者に対し適正な事務処理を行うよう指導されたい。

● 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

(1) おやつ代の報告誤りについて（指摘事項）

平成21年度における学童保育所の管理に関する年度協定によれば、在籍学童のおやつ代は、原則として精算対象とすることとされている。

そこで、特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「指定管理者」という。）の総勘定元帳及びおやつ代明細書をみたところ、実際のおやつ代総額は総勘定元帳に記載されている8,990,578円であるにもかかわらず、おやつ代明細書において、指定管理者の誤った認識に基づく会計処理により、業務仕様書に記載されている月額児童一人当たりのおやつ代相当額の2,000円におやつ代対象者数を乗じて得た金額である10,216,000円がおやつ代の実績額として報告されており、精算額が本来の額より1,225,422円過少となっていることが認められた。

については、所管課においては、誤って精算された指定管理料について適切な措置を講ずるとともに、指定管理者に対し適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(2) 利用料金の報告誤りについて（指摘事項）

学童保育所の管理に関する基本協定及び平成21年度における学童保育所の管理に関する年度協定（以下「協定」という。）によれば、利用料金収入を学童保育所の管理業務に係る経費に充当し、充当する必要のない利用料金収入が発生した場合は、繰越金として指定期間満了を限度として積み立て、積立金は、

指定期間満了時、市に返還することとされている。

そこで、特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「指定管理者」という。）の利用料金実績報告及び総勘定元帳等をみたところ、次の事例が認められた。

- (1) 利用料金実績報告では、利用料金収入の用途として、実際には支出していないにもかかわらず、延長保育に係るおやつ代を延長保育延利用者数に100円を乗じて得た額と設定し、延長保育収入から当該おやつ代を差し引いた額との差額に相当する額が延長保育に係る人件費として報告がされ、利用料金は全額使用されたものとして繰越しがないものとされていた。
- (2) 利用料金収入について、未収金等の計上漏れがあり、徴収簿と実績報告の金額が一致していなかった。

については、所管課においては、利用料金収入の用途及び未収金等の実態を把握し、指定管理者に対し協定に則った利用料金の繰越しに係る会計処理の実施と、適正な利用料金に係る実績報告になるよう指導されたい。

● 社会福祉法人 敬愛学園

(1) 年度事業計画書の変更に伴う協議・承認について（指摘事項）

学童保育所の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）によれば、管理運営業務の実施に当たっては、事業計画書に基づき、事業計画、人員配置計画及び収支計画について年度事業計画書を作成し、事業年度開始前に市に提出しなければならないとされ、事業計画書及び年度事業計画書を変更しようとするときは市と協議し、その承認を受けなければならないとされている。

そこで、社会福祉法人敬愛学園（以下「指定管理者」という。）の事業計画書、年度事業計画書及び年度終了後に提出された事業報告書をみたところ、人件費において次の事例が認められた。

1. 常勤職員の人件費について

- (1) 人員配置計画上では職員体制を常勤職員2人、非常勤職員4人としている1施設において、事業報告書では常勤職員3人、非常勤職員3人として報告していた。
- (2) 指定管理者が管理している全学童保育所（6施設）の全常勤職員（11人）について基本報酬額が当初の収支計画では合計2,806万円であったのに対し、職員の構成に入替え等の変更がないにもかかわらず、事業報告書による決算額は2,539万円（267万円の減額）となっていた。

また、諸手当を含む人件費総額についても、同様に、決算額は当初の収支計画に比べて542万円の減額となっていたが、当該差額は収支計画の変更協議がないまま非常勤職員の人件費に流用されていた。

2. 非常勤職員の人件費について

指定管理者の保育園等の事業で就労している職員を各学童保育所へ応援勤務させていたとして、非常勤職員の人件費11,355,209円が年度末に本部会計へ繰入金として支出されていたが、その実態に次の事例が見受けられた。

- (1) 臨時増員体制については、事業計画では長期休暇中やイベント実施日、常勤職員代替などの緊急時とするとしているが、応援職員勤務表(就労時間、勤務先記載)によると利用学童数が少ない時期でも定期的に派遣されており、常勤職員3人が配置されている中で学童が1人しか利用していない日や、延長保育の学童がいない日の延長時間まで応援勤務をしていた。
- (2) 応援職員の勤務状況は、業務日誌には記載されていないため、保育実態を把握できる業務日誌と人件費の算出根拠となる勤務表は一致していなかった。
- (3) 法人本部事務局待機職員2人分の学童保育所勤務分として月額3万円を定額とし、保育勤務日時が不明瞭なまま年額72万円が人件費に計上されていた。

以上のように、人件費に係る事業報告書は、年度事業計画書と相違していたが、当該変更については協議・承認の手続を経ずに指定管理料が精算されていた。

については、所管課においては、指定管理者に対し基本協定に則り人員配置計画や収支計画等の年度事業計画書に変更が生ずるときは市と協議するよう指導するとともに、期中モニタリングにおいて賃金台帳、日誌等による施設職員の状況確認をする等定期的に実態を把握することにより、指定管理者から提出された人件費に係る事業報告が人員配置等において適正であるか判断できるよう事務処理の改善を図られたい。

(2) 人件費及びおやつ代の報告誤りについて(指摘事項)

平成21年度における学童保育所の管理に関する年度協定によれば、施設職員の人件費と在籍学童のおやつ代は、原則として精算対象とすることとされている。

そこで、社会福祉法人敬愛学園(以下「指定管理者」という。)の指定管理料支出報告書と総勘定元帳等をみたところ、人件費とおやつ代の実績額が年度協定で定められている金額に対して2,454,257円超過していることにより返還する必要はないものの、次のとおり報告書に誤りが認められた。

- (1) 人件費のうち法定福利費において、事業主負担分に加えて被保険者分の雇用保険料354,798円についても計上されていた。
- (2) おやつ代921,351円が指定管理料及び利用料金の双方から支出された報告となっていた。

については、所管課においては、人件費及びおやつ代を精算するに当たっては、各指定管理者が提出する精算表の実績額が確認できる資料を添付させるなど、指定管理料の精算方法について検討するとともに、指定管理者に対し指定管理料の各経費の計上について適正な事務処理を行うよう指導されたい。

● 総括

指定管理者の管理業務の精査と内部統制のあり方について（意見要望）

今回監査対象した指定管理者は、社会福祉法人、株式会社、特定非営利活動法人とその性格が多岐に渡っており、それぞれ市が行っている現金主義会計とは異なった発生主義による企業会計処理を行っている。

このため、担当所管課において事業規模の大きい指定管理者の複雑な経理内容を把握・分析・評価するには職員に対して相当な専門的知識が求められる。

平成19年度に実施された包括外部監査の総体意見には、「施設の安定的管理運営能力等の評価のためには、当該指定管理者の財務情報（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況など）を入手しなければ十分な評価は出来ないものと考えられる。」とある。今回の監査対象の中には23年度からも継続して指定管理者となる団体もあるが、担当所管課は団体から一定の財務書類は入手したものの、職員体制等の問題もあり各種事務処理を含む団体の管理運営状況の十分なチェックや指導をするまでには至っていなかったため、前述のとおりさまざまな事案が生ずる結果となっている。

指定管理者の財務事務を中心とする管理業務をチェックし評価するには専門的知識や技能の習得が必要不可欠であり、担当所管課の職員の自己研鑽では限界があることから、今後は、庁内に公認会計士、税理士などの専門職を配置して、体系的に職員研修を実施したり、適宜助言・指導を行える体制づくりが必要と思われる。

また、指定管理期間が終了し、その後も同じ事業者が継続して指定管理者となる場合には、期中モニタリングや事後評価に加え、第三者による財務評価や団体職員の労働環境に関する報告を求めるなどの取組についても研究願いたい。

近年、国や地方公共団体における不適正な経理処理、法令違反などの不祥事件の続出により行政の信頼が大きく揺らいでいる実情を踏まえて、総務省から、地方公共団体の組織マネジメント改革として内部統制のあり方についての報告書が公表され、地方公共団体の今後の自主的な取組が期待されているところである。

内部統制の目的は、組織の不正経理や事務処理誤り、法令違反等に対するリスクを洗い出し、分析・評価しその対応策を定め、日常的なモニタリングにより業務の合規性・有効性・効率性をこれまで以上に高めることにあるが、このことは市の内部事務に限らず、指定管理者制度を導入した事業においても、指定をした地方公共団体の責任として、指定管理者に対する有効なモニタリング等を通じ、指定管理業務に係るリスクを管理することが求められる。

については、今後の国の動向を見極めながら、本市の内部統制のあり方について検討されるよう要望する。

行政監査

1 監査のテーマ

市施設の維持管理業務委託契約について

2 監査の目的

庁舎等の市施設は、市民等利用者の安全かつ快適な施設の利用に資するため、消防法等に位置づけられた点検の実施はもとより、衛生的環境の確保と維持及び保全性の確保の観点から清掃・警備等適切な維持管理を行う必要がある。

そこで、庁舎及び各施設の維持管理に係る業務委託契約について全庁的に比較することとし、契約内容が適正か、競争性・公平性が確保されているか、履行内容の結果が的確に把握されているかなどについて、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも検証することを目的とした。

3 監査の期間 平成22年9月1日から同年12月23日まで

4 監査の対象

市施設の維持管理委託契約を締結しているもののうち、清掃業務、警備業務、自家用電気工作物保安管理業務、消防用設備保守点検、自動扉保守点検、昇降機設備保守点検の各委託契約を対象とし、このうち指定管理者が自ら契約しているこれらの管理委託は対象外とした。

なお、原則として平成21年度に執行されたものとし、必要に応じて22年度も対象とした。

5 監査対象所管

上記監査の対象について委託契約を締結している所管を対象とした。

6 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 契約締結が適正に行われているか。
- (2) 適切な維持管理のために、契約内容の履行に必要な事項が仕様書として受託者に提示されているか。
- (3) 契約の履行が適切に行われているか。
- (4) 施設管理者は、設備の現況を把握しているか。

7 監査結果

(1) 予算額及び執行予定額の決定について

契約課は、契約業者から請負者等提出処理基準に準じ、必要な書類を提出させるよう業者及び所管に対し指導しているが、各業務委託において、完了報告書の提出はされているものの、業務計画書及び業務委託内訳書の提出については、一部に未提出のものが見受けられた。

特に業務委託内訳書については、契約課長通知（平成18年3月29日付）にあるように、翌年度妥当性のある予算額及び執行予定額の積算に必要であるものとして、契約時に契約業者から受領するように指導している。

今回の調査において、1者指定随意契約以外のもので、執行予定額の決定に際し、業者からの見積を参考にしているもののうち、殆どが1者からの見積もりに留まっていた。

また、執行予定額の決定にあたり、前年度の業務委託内訳書を入手しているものの内容の精査をせずに、業者からの見積だけで予定額を決定している状況が見受けられた。

予算編成方針にも明示されているように予算額の積算に際しては、業者からの見積は2者以上から入手したうえで、業務委託内訳書を参考に積算することとしていることから、契約後には必ず業務委託内訳書を業者から入手し、安易に業者見積もりに依存せず、充分精査したうえで適正な予算額及び執行予定価格の算出に努められたい。

(2) 業務計画書の提出について

業務計画書は、先に述べた業務委託内訳書と同様に請負者等提出処理基準により受託者から提出させる書類として、所管課の判断により任意で徴しているが、清掃業務委託は共通仕様書で、警備業務委託では標準約款において業務計画書を作成し、提出すると明記しており、自家用電気工作物等各保守点検委託には統一的な書式がないものの、仕様書において業務計画書の提出を明記した場合に徴している。

業務計画書の提出率は、清掃業務委託は90%を超えるものの、警備委託業務では6%、自家用電気工作物をはじめその他の保守点検業務委託も平均して40%に留まっている状況が見受けられた。

業務計画書は、業者が仕様書に基づき、委託業務の実施スケジュールや実施体制などの具体的な業務内容や実施方法を定めたもので、委託者が実際の実施内容について把握し、どのように履行するか確認するための重要なものと考えられることから業務内容を精査し、計画書の必要性を検討したうえで業務計画書の提出について業者に対して指導されたい。

(3) 機械警備業務委託等の1者指定随意契約について

機械警備業務委託契約において、新規施設については5ヵ年の契約期間として競争入札にて決定しているが、新規以外の施設では開設以来、設置業者が1者指定随意契約にて継続し単年度契約している。

契約課は、競争入札の導入について過去に検討したものの、設備機械の入替工事期間中に有人警備での対応が必要となり、それに係る業務委託料が発生すること及び既存設備の撤去により施設が傷むなどの問題により1者指定随意契約を認めざるを得ないとのことであるが、費用対効果を考えた上で有効である場合には、競争性を持たせた契約について検討されたい。

また、自家用電気工作物保安管理業務委託契約において、1者指定随意契約

の理由が不適切なものが一部見受けられたことから、同様に競争性について検討されたい。

(4) 標準仕様書の作成について

清掃業務と昇降機設備保守点検業務については、共通仕様書が作成され、殆どの所管において仕様書作成の際に参考に行っていると回答している。

今回の調査で、消防用設備保守点検委託において、消防法に定められた機器点検回数を満たしていない事例や警備業務委託で、業者が作成した仕様書をそのまま使用し当該施設に設置していない設備まで明記しているものが見受けられた。

東京都では、「維持保全業務標準仕様書」を作成し電気・機械・防災設備等施設の維持管理業務に係る標準仕様書を作成し販売している。

今回、仕様書に掲げた項目及び実際に受領した提出書類等において、同じ業務委託の中でもばらつきが見受けられたが、本調査及び東京都を参考にしようえで、必要項目を整理し、当然所管課は該当施設に必要な項目を精査することになるが、清掃・昇降機以外の業務についても標準仕様書の作成について要望する。

工事監査

1 監査の対象

- (仮称)八王子市廃プラスチック中間処理施設建設工事及びこれに関連する事務
- ・事業・工事所管課 環境部 ごみ減量対策課
 - ・契約所管課 財務部 契約課

2 監査の実施期間 平成22年4月14日から同年7月8日まで

3 監査の観点及び方法

契約事務、工事の設計及び施工等が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、書類審査、質問調査及び実地調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

なお、技術調査については「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」に委託し、平成22年5月18日（進捗率：約67%）に実施した。

4 工事概要

本工事は、八王子市ごみ処理基本計画に基づき、「循環型都市八王子」を実現するうえで市民要望の高いプラスチック製容器包装廃棄物の資源化拡大を図っていくため、旧戸吹清掃工場跡地に環境面や安全面を考慮した廃プラスチック中間処理施設を建設するものである。

5 工期 平成21年6月25日から平成22年9月30日まで

6 設計(詳細)業者 メタウォーター 株式会社

7 施工業者 メタウォーター 株式会社

8 契約金額 1,444,800,000 円 (契約日 平成21年6月24日)
【契約方法】 解除条件付一般競争入札
(総合評価方式施工計画評価型)

9 工事内容

建築工事

鉄骨造4階建 敷地面積 17,792.00 m²

建築面積 2,136.01 m² 延床面積 3,806.93 m²

機械工事

受入ホッパ、受入コンベア、破除袋機、異物搬送コンベア、
手選別コンベア、比重差選別機、圧縮梱包機、異物搬出装
置、集じん装置、脱臭装置、揮発性有機化合物(VOC)除
去装置等設置

完成施設処理規模	廃プラスチック	40t/日
	ペットボトル	12t/日

10 監査結果

監査時点における書類審査及び工事实査の結果は、概ね良好であると認められた。今後も、工事完成に向けて、より一層の安全管理及び工程管理に徹底を期されたい。なお、当施設は揮発性有機化合物(VOC)対策等の先駆的な施設であるが、運転に際しては、周辺環境および安全に配慮されたい。

また、技術調査に係る報告において、以下のとおり意見が付されているので、本工事を含む今後の工事執行の参考とされたい。

- (1) 計画内容は、八王子市のごみ処理基本計画に則ったものであり、施設規模についても平成28年の発生量を予測して決定しており、妥当と判断される。
- (2) 作業環境の安全性への配慮に関しては、特に臭気及び揮発性有機化合物(VOC)対策において、「光触媒方式+活性炭吸着方式」を全国に先駆けて採用している。
- (3) 一般的に本施設のようなプラントの積算は一括して行われており、積算方法に課題が残されているが、今回に関しては、既存の基準等を活用して可能な限り厳密に実施されたと判断される。
- (4) 入札は、市の方式に準じて行われていると判断される。
- (5) 工事監理は定期的実施され、発注者と施工会社とが協議しながら進めており、

また、記録が整理され適切である。ただし議事録について、会議で未決事項として持ち越された内容については、後日フォローアップを行い、該当する議事録にその後の経過を追記しておくことが望ましい。

- (6) 工事現場には、法定掲示物など必要なものが掲示され、諸官庁への届出も的確に行われている。
- (7) 各種試験検査成績は施工要領、設計通りで妥当である。
- (8) 工事写真は整理されているが、現地工事部分について、一部整理中の箇所が見られたので、的確に整理と保管を要望する。
- (9) 工事は中盤を迎えているが、「今後施工業者と協議して決める」という事項が何点か確認されたので、できるだけ早急に仕様をつめ、遅延なく工事を完了してもらえるよう要望する。

決算審査

1 審査の対象

平成21年度八王子市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算
各会計に係る決算附属書類

2 審査の期間 平成22年7月9日から同年8月20日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された各会計歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれが関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどについて、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査方法により実施した。

4 審査の結果

(1) 決算計数等

審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書及び決算附属書類は、法令に準拠して作成されており、決算の計数についても関係諸帳簿と照合した結果、いずれも誤りのないものと認められた。

また、予算は概ね適正に執行されているものと認められた。

(2) 事業執行等に関する意見

行財政運営について

ア 債権の管理について

各所管が保有する債権の事務処理について調査したところ、未収金については112億円存在し、不納欠損については11億円となっているが、未収金があるにも関わらず督促していないものや、不納欠損の意思決定がないまま会計上の欠損処理を行うなど、事務処理において不適切なものが見受けられた。

また、滞納対策として市民税及び国民健康保険税等については、臨戸訪問や休日納税相談・納付窓口も開設しているが、他の債権の一部に電話等での催告に留まっているものも見受けられた。

13年11月に滞納解消対策本部を立ち上げ重複した滞納債権の情報共有化を図りマニュアルを作成するなど債権回収に努めているものの、債権管理の業務を担う職員全員にノウハウの共有化が図れないことも一因であると考えられる。

市の債権は、いわゆる公法上の原因により発生する「公債権」と、私法上の原因により発生する「私債権」があるが、調査の結果、収入未済総額112億円のうち、私債権の額は約7,000万円であり、その中には、滞納者が不明などの理由で不納欠損処理ができない債権も見受けられた。

21年度の包括外部監査において債権管理条例の制定の検討も提言されているが、本市の財政を取り巻く状況が一段と厳しさを増す中で、貴重な財源の滞納を未然に防ぐとともに、効率的な業務が行われるようマニュアルの活用を図るとともに、関係職員に対し債権管理に関する研修を行うよう要望する。

イ 雇用対策について

当年度は、本市独自の緊急雇用対策事業の一つとして雇用の継続を目的とした「雇用維持奨励金制度」を新たに展開し、市内の中小企業141社に対し奨励金を支出して従業員の雇用の継続を支援するとともに、企業経営についてビジネスお助け隊によるサポートも実施した。また、事業資金助成についても拡充して実施された。

さらに、16年度から実施されたいきいき企業支援条例に基づく立地促進奨励金は、直接の雇用対策施策ではないが、企業の立地促進に努めた結果、新設及び拡張したものづくり企業の従業員数は累計で1,937人となり、行政評価において24年度の評価指標の目標値1,820人を超えたことは評価するところである。

そこで、雇用対策事業を含む産業振興の推進施策のめざす方向として、産業にかかわる機関や人材を結びつけ、労働環境整備の促進に向けて、今後も庁内組織である「雇用対策本部」による雇用対策の連携と情報の共有を図るとともに、ハローワークや商工会議所等の関係機関で組織する「雇用対策連絡会」を活用し、厳しい雇用情勢のなか更なる中小企業支援や就業支援などの雇用対策に努められたい。

ウ 市債について

当年度末市債残高は、前年度に比べ1.2%、30億円減の2,387億円となった。

20年5月に示された行財政改革推進プログラムに掲げた全会計市債残高の22年度末目標値である2,300億円台を1年前倒して達成したことは、この間、当該年度の元金償還額を上限とし新たな借入を抑制してきたこと及び高利率債の繰上償還を行ってきたことによるものであり、評価するところである。

しかし、当年度は、大幅な減収を補うために臨時財政対策債41億円を初めて借り入れたことなどにより市債依存度が5.1%となり、20年度より2.3ポイント増加したこと及び一般会計の現債額が23億円増加していることから、引き続き八王子版地方債発行基準を堅持し、将来世代に過大な負担を残さない健全な財政運営の維持に努められたい。

エ 基金について

財政調整基金は、当年度16億円積み立てた結果、現在高は70億円となった。東京都26市の財政調整基金残高は普通会計歳出総額に対し平均5.1%であるが、本市は前年度末を0.3ポイント上回ったものの3.6%であった。また、市民1人当りの26市平均は17,910円であるところ、本市は12,721円であった。しかし、当初予算で17億円を取り崩す計画であったことを考えると、相当厳しい財政状況にあるなかで、取崩しを留保し積み立てたことは評価するところである。

第六次行財政改革大綱に掲げる取組の一つである「八王子版基金積立基準の明示」として、財政調整基金残高目標額61～71億円（平成20年度版八王子市財政白書）を確保したことになるが、22年度当初予算どおり59億円取り崩すと残高が11億円で1%未満になり、厳しい財政環境とはいえ危惧しているところである。

そこで、22年度予算執行方針に示されているとおり、すべての所管は、予算計上されたから漫然と執行するという意識は捨て去り、如何なる方法なら最小の経費で最大の効果を発揮できるかを検討したうえで事業展開にあたり、更なる歳入確保と歳出削減を図り、長期的な視点で財政調整基金が有効に活用できるよう健全な財政運営の継続に努められたい。

オ 財産の管理について

公有財産のうち土地及び建物について、当年度の取得及び処分等がなされていないにもかかわらず当年度に登載されているものが見受けられた。

公有財産は市民の貴重な財産であり、公有財産規則等に則り台帳を基に慎重かつ正確な管理が求められることから、各所管は、的確な管理の必要性を職員に対し改めて認識させるとともに、現状の財産を正しく把握するなど財産管理事務の適正な処理に努められたい。

(3) 総括

当年度の予算は、急激な景気後退の影響から免れることができない極めて厳しい状況のもと、歳入においては、市税収入が平成16年度以来、5年ぶりに減少に転じ、一般財源不足のため財政調整基金を17億円取り崩すこととし、歳出においては、確実に伸び続ける扶助費に加え、「魅力あふれる都市の創造」など市政が直面する課題に5つの取組が急がれるなか、市民サービスの確保と継続事業の着実な実施を優先し、深刻な財源不足のもとで、「八王子元気計画推進予算」として編成された。執行に当たっては、すべての所管において効果・効率的な事業執行を旨とし最小の経費で最大の効果を発揮できるかの視点に立ち、徹底したコスト削減をその方針として掲げ、各施策が実施された。

また、20年5月に策定された第六次行財政改革大綱である「行財政改革推進プログラム（平成20～22年度）」に掲げた成熟社会にふさわしい「自律・協働型地域社会」の確立を目標として改革を進めるため、具体的な数値目標を示して各取組が行われた。

本プログラムにおいては、76の取組のうち20年度に八王子版基金積立基準の明

示など7つの取組を達成していたが、当年度は、給与水準の見直しなどが達成されたことにより20年度と合わせ23の取組が達成された。さらに小中学校給食の委託化など35の取組が順調に実施されたことにより、成果として歳出では15億円削減されたこと、歳入では貸付地等の売払いにより3億円が確保されたことは一定の評価をるところである。

しかし、重点取組の一つとして、本市が保有する土地や施設の効果及び効率的な利活用が図れるように、「施設マネジメントの実現」を位置づけ実現に向けては、資産情報の整備、施設財務書類の整備、体制の整備が必要とされているが、関連所管による内部組織において検討を重ねるとともに主な施設の外壁調査などを行ったものの、21年度取り組むとしていた施設の老朽化度、大規模修繕等の将来発生するコスト情報の整理には至っていない。

本市が保有する施設は、築30年を経過したものが40%以上という実態から老朽化等が目立つ施設もある。また、施設の大規模修繕計画に基づき安全面から緊急性のある工事を優先的に実施しているのが現状である。

第六次行財政改革大綱に掲げた改革を進めるための3つの視点の一つである「資産を効果・効率的に活かす行政の実現」に向けて、厳しい財政状況ではあるが、市有施設の現状の使われ方、維持コスト、老朽化度など保有資産の現状を把握し、利用者ニーズの多様化や人口動態などの要因を踏まえるとともに将来経費を見据えたうえで施設経営に努めることを要望する。

財政健全化の判断比率等の数値については、別に審査意見書として審査結果に示したところであるが、当年度においても「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」及び「資金不足比率」のいずれにおいても、本市においてはその数値は法律で定めた一定の基準以下であり、将来負担比率は前年度を上回ったものの、実質公債費比率については前年度を下回る数値となった。

また、財政の弾力性・健全性を示す指標である公債費比率については、前年度比マイナス0.7ポイントの8.6%となり、返す以上に借りないという方針を崩さず続けてきた成果で評価するところであるが、経常収支比率については、人件費、扶助費等の義務的経費の増加などにより、0.3ポイント悪化の87.1%になったことは、今後の景気動向等を考えると予断が許されず、更なる経費節減の努力が望まれる。

平成22年8月に公表された内閣府の月例経済報告によると、景気は、着実に持ち直してきており、自律的回復への基盤が整いつつあるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるとしているが、中小企業を中心に先行きに慎重な見方となっていることから、税収の確保も厳しいものと予想されることである。

こうしたなか、22年度に本市は14年度以来8年ぶりに普通交付税交付団体となり、地方交付税が48億円交付されることとなった。22年度予算は、市税収入が過去最大の落込みを見込み財政調整基金を59億円取り崩すとともに臨時財政対策債を60億円借り入れる状況であることを考えると、普通交付税は一般財源の補てんとして非常に貴重な財源であり、その活用を見守っているところである。

当年度から、行政評価報告書が主要な施策の成果と同時期に公表され、両者が連結した表記とされたものとなるとともに、行財政改革推進プログラムの進捗状況報告書も同時期に公表された。これにより、計画、予算、決算及び評価が一体化され、事業

の達成度、効率性などの客観的な評価の結果が一目でわかるようになったことで説明責任の着実な実行が図られ、市民サービスの向上につながると考えられる。

また、近々第七次の行財政改革審議会から答申を受けることとなるが、現基本計画実現のためには、まず22年度までの現プログラムの着実な進捗が不可欠であるので、新行革プランの答申の内容や地域主権改革に関する最近の国の動向等を念頭において、健全財政を堅持しつつ、各種施策の適正かつ効率的な執行を図り、24年度が最終年度となる「ゆめおりプラン」の達成に向けて、全職員が目標に向かい一丸となって邁進されるよう要望する。

財政健全化判断比率等審査

1 審査の対象

- 1 平成21年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 平成21年度決算に基づく下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

この財政健全化判断比率審査及び下水道事業特別会計資金不足比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に計算されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかなどを主眼として実施した。

3 審査の期間 平成22年7月9日から同年8月20日まで

4 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及び下水道事業特別会計資金不足比率は適正に算出されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても、適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

健全化判断比率	平成21年度	平成20年度	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	40
実質公債費比率	2.8	4.3	5.8	25	35
将来負担比率	21.8	17.7	25.5	350	

(注) 1 上記表中の「-」は、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、この基準を超えた場合に、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

(単位 %)

資金不足比率	平成21年度	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計 資金不足比率	—	—	—	20

(注) 1 上記表中の「-」は、下水道事業特別会計に資金不足額がないことを表している。

2 経営健全化基準は、この基準を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

● 意見

八王子市財政健全化判断比率の4つの指標については早期健全化基準を、同じく八王子市下水道事業特別会計の資金不足比率については経営健全化基準をいずれも下回っていた。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、対象となるすべての会計において、実質赤字額と連結実質赤字額が生じなかったため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

実質公債費比率については、主に長期債の元利償還金の減少により、単年度換算で前年度の数値をわずかながら約0.5ポイント下回ったことについては一定の評価ができるところである。

また、3か年平均では前年度の数値に比べて1.5ポイント下回った。

将来負担比率については、地方債現在高が増加したこと、都市計画税等の特定財源の充当見込額が減少したこと等により4.1ポイント昨年度の数値を上回った。

資金不足比率については、該当する下水道事業特別会計に資金不足額が生じなかったため、前年度と同様に数字は算定されなかった。

当年度の各指標の数値は、法律で定めた一定の基準以下であるが、不透明な景気の動向を考えると、自主財源の大宗をなす市税収入の変動に留意しつつ、財源の効率的かつ効果的な運用を徹底し、引き続き健全な財政運営を維持されるよう要望する。

平成 23 年度市政モニター 第 1 回アンケート結果
平成 23 年 8 月

発行 八王子市総合政策部広聴広報室（広聴担当）
八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
電話 042 (620) 7411（直通）
F A X 042 (620) 7322
